

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

島田市は、特定個人情報ファイルの取り扱いに際し、情報の漏えい、遺失、毀損等により個人のプライバシー等の権利利益が侵害されないよう、このような事態を発生させるリスクを分析し、リスクを軽減するための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡県島田市長

公表日

令和7年12月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>・国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年5月19日法律第39号。以下「口座登録法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>(1)国民健康保険における資格管理に関する業務 (2)国民健康保険における各種証の交付及び管理に関する業務 (3)国民健康保険における保険給付の支給に関する業務 (4)被保険者に対する国民健康保険税の賦課及び収納に関する業務</p> <p>・上記の業務の実施に当たり、特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①被保険者の各種届出及び申請に関する事務 ②被保険者の保険給付の支給に関する事務 ③被保険者に対する国民健康保険税の賦課及び収納に関する事務</p>
③システムの名称	住民情報システム(国民健康保険)、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、国保連合会情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー、検索・電子申請機能等システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険被保険者資格に係る情報ファイル、国民健康保険給付事務に係る情報ファイル、団体内統合宛名ファイル、中間サーバー情報連携用副本データ	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p><①被保険者の各種届出及び申請に関する事務> ・番号法第9条第1項 別表44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条第1号、第2号</p> <p><②被保険者の保険給付の支給に関する事務> ・番号法第9条第1項 別表44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条第1号から第5号 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 ・口座登録法施行規則(令和3年デジタル庁令第10号)第2条第13号</p> <p><③被保険者に対する国民健康保険税の賦課及び収納に関する事務> ・番号法第9条第1項 別表44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条、第24条第1号、第6号、第8号 ・口座登録法施行規則(令和3年12月24日デジタル庁令第10号)第2条第13号</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> <p>[実施する]</p>

<p>②法令上の根拠</p>	<p><①被保険者の各種届出及び申請に関する事務> (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69の項 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2、3、6、13、20-2、48、55-2、56、65、69、71、81、83、95-2、115、131、158、173、173-2の項 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号法附則第6条第4項(情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p> <p><②被保険者の保険給付の支給に関する事務> (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69、70の項 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、70、83、87、111、115、125、137、141、145、158、161、164、165、166の項 ・口座登録法施行規則(令和3年デジタル庁令第10号)第2条第13号、第7条第4号</p> <p><③被保険者に対する国民健康保険税の賦課及び収納に関する事務> (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69、71、160の項 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48、69、71の項 ・口座登録法施行規則(令和3年デジタル庁令第10号)第2条第13号、第7条第4号</p>
<p>5. 評価実施機関における担当部署</p>	
<p>①部署</p>	<p>健康福祉部 国保年金課 保険税係 保険給付係</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>課長</p>
<p>6. 他の評価実施機関</p>	
<p>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</p>	
<p>請求先</p>	<p>島田市役所 健康福祉部 国保年金課 保険税係 保険給付係 〒427-8501 静岡県島田市中央町1番の1 電話 保険税係 (0547)36-7178 保険給付係 (0547)36-7151</p>
<p>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</p>	
<p>連絡先</p>	<p>島田市役所 健康福祉部 国保年金課 保険税係 保険給付係 〒427-8501 静岡県島田市中央町1番の1 電話 保険税係 (0547)36-7178 保険給付係 (0547)36-7151</p>
<p>9. 規則第9条第2項の適用 []適用した</p>	
<p>適用した理由</p>	<p style="background-color: #cccccc;"></p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月24日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月24日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業	
	[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、特定個人情報の取得時には情報の誤りが無いか確認を徹底すること、また特定個人情報の照会時には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。加えて、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても保護責任者(所属長)の確認を行うようにより、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報を含む書類の受け渡し ・特定個人情報を含む書類等を保管する際の確認 等

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	
	[<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業員に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	島田市特定個人情報等取扱規程に基づく点検を事務ごとに実施しているだけでなく、点検結果の確認と安全管理措置の状況確認を实地監査にて行っている。特定個人情報が適正に取り扱われているか内部監査人が確認を行い、必要において指導を通じた改善を促している。また全職員を対象とした個人情報保護(情報セキュリティ含む)研修の開催と個人番号を取り扱う職員を対象とした特定個人情報保護研修を毎年継続的に実施しており、対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 1③システムの名称	住民情報システム(国民健康保険)、団体内統合宛名システム、中間サーバー	住民情報システム(国民健康保険)、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム	事前	平成30年度から実施となる国保広域化に伴う新システムとの連携に係るもの
平成29年4月1日	I 5②所属長	課長 加藤雅通	課長 千澤 毅	事後	人事異動に係るもの
平成30年4月1日	I 4②法令上の根拠	①第19条第7項 ③別表第二 第116項	①第19条第7号 ③別表第二 第106項	事後	誤記による修正
平成31年4月1日	I 5①部署	健康福祉部 国保年金課 国保年金係	健康福祉部 国保年金課 国民健康保険係	事後	機構改革によるもの
平成31年4月1日	I 5②所属長の役職名	課長 千澤 毅	課長	事後	様式の改正によるもの
平成31年4月1日	I 7開示・訂正・利用停止請求	島田市役所 健康福祉部 国保年金課 国保年金係	島田市役所 健康福祉部 国保年金課 国民健康保険係	事後	機構改革によるもの
平成31年4月1日	I 8取扱いに関する問合せ	島田市役所 健康福祉部 国保年金課 国保年金係	島田市役所 健康福祉部 国保年金課 国民健康保険係	事後	機構改革によるもの
平成31年4月1日	II 1対象人数の時点	平成27年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	直近時点への変更によるもの
平成31年4月1日	II 2取扱者数の時点	(空白)	平成31年3月31日 時点	事後	直近時点への変更によるもの
平成31年4月1日	IVリスク対策	—	省略	事後	様式の改正によるもの
令和2年1月15日	I 1②事務の概要	なし	(平成25年5月31日法律第27号。	事後	記載の追加
令和2年1月15日	I 1②事務の概要	以下番号法という。	以下「番号法」という。	事後	記載の追加
令和2年1月15日	I 1③システムの名称	なし	、医療保険者等向け中間サーバー	事前	法律改正(オンライン資格確認)による記載の追加
令和2年1月15日	I 3個人番号の利用	①行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)	①番号法	事後	I 1②の省略規定による訂正
令和2年1月15日	I 3個人番号の利用	②行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	②番号法	事後	I 1②の省略規定による訂正
令和2年1月15日	I 3個人番号の利用	なし	③国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事前	法律改正(オンライン資格確認)による記載の追加
令和2年1月15日	I 4②法令上の根拠	①行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)	①番号法	事後	I 1②の省略規定による訂正
令和2年1月15日	I 4②法令上の根拠	②行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	②番号法	事後	I 1②の省略規定による訂正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月15日	I 4②法令上の根拠	なし	(オンライン資格確認の準備業務) ①番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)	事前	法律改正(オンライン資格確認)による記載の追加
令和2年1月15日	I 4②法令上の根拠	なし	②国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事前	法律改正(オンライン資格確認)による記載の追加
令和3年4月1日	I 1②事務の概要	国民健康保険法及び行政手続に特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)及び国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)	国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)	事後	記載事項の漏れ及び重複による訂正
令和4年6月1日	I 1②事務の概要	国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)	国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)及び公的給付の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年5月19日法律第38号。以下「口座登録法」という。)	事前	公的給付支給等口座登録制度の開始に伴う根拠法令の追加
令和4年6月1日	I 1②事務の概要	②国民健康保険における療養の給付	②国民健康保険における保険給付の支給	事前	公的給付支給等口座登録制度の開始に伴う事務名称の変更
令和4年6月1日	I 3法令上の根拠	なし	④口座登録法施行規則(令和3年デジタル庁令第10号。以下「デジタル庁令」という。)第2条第13号	事前	公的給付支給等口座登録制度の開始に伴う根拠法令の追加
令和4年6月1日	I 4②法令上の根拠	①番号法第19条第7号別表第二(以下「別表第二」という。)第42項、第43項	①番号法第19条第8号別表第二(以下「別表第二」という。)42の項、43の項	事後	法改正に伴う修正誤記による修正
令和4年6月1日	I 4②法令上の根拠	なし	(情報照会の根拠) ③デジタル庁令第7条第4号	事前	公的給付支給等口座登録制度の開始に伴う根拠法令の追加
令和4年6月1日	II 1対象人数	令和2年1月15日 時点	令和4年6月1日 時点	事前	公的給付支給等口座登録制度の開始に伴う対象人数の更新
令和4年6月1日	II 2取扱者数	令和2年1月15日 時点	令和4年6月1日 時点	事前	公的給付支給等口座登録制度の開始に伴う取扱者数の更新

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月1日	I 3法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表第一 第30項	①番号法第9条第1項 別表第一 30の項	事後	誤記による修正
令和4年6月1日	I 4②法令上の根拠	③別表第二 第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第17項、第26項、第27項、第30項、第33項、第39項、第42項、第58項、第62項、第80項、第87項、第93項、第106項	①別表第二 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、17の項、26の項、27の項、30の項、33の項、39の項、42の項、58の項、62の項、80の項、87の項、93の項、106の項	事後	誤記による修正
令和4年6月1日	I 4②法令上の根拠	④主務省令 第1条第2号イ、第2条第2号、第2条第3号イ、第2条第5号イ、第2条第6号イ、第2条第7号イ、第2条第12号イ、第3条第2号、第3条第3号イ、第3条第5号イ、第3条第6号、第3条第7号イ、第3条第8号イ、第4条第1号、第4条第2号イ、第5条第2号、第5条第3号、第5条第4号、第5条第5号、第5条第6号、第19条第1号イ、第19条第3号イ、第33条第1号、第43条第3号イ、第43条第5号口、第43条第7号、第46条第1項第1号、第46条第1項第2号、第46条第1項第3号、第46条第1項第4号、第46条第1項第6号、第46条第1項第7号	②主務省令 第1条第2号イ、第2条第2号、第2条第3号イ、第2条第5号イ、第2条第6号イ、第2条第7号イ、第2条第12号イ、第3条第2号、第3条第3号イ、第3条第5号イ、第3条第6号、第3条第7号イ、第3条第8号イ、第4条第1号、第4条第2号イ、第5条第2号、第5条第3号、第5条第4号、第5条第5号、第5条第6号、第19条第1号イ、第19条第3号イ、第33条第1号、第43条第3号イ、第43条第5号口、第43条第7号、第46条第1項第1号、第46条第1項第2号、第46条第1項第3号、第46条第1項第4号、第46条第1項第6号、第46条第1項第7号	事後	誤記による修正
令和5年7月1日	6 国民健康保険税賦課・徴収・収納管理に関する事務基	6 国民健康保険税賦課・徴収・収納管理に関する事務基礎項目評価書全体	5 国民健康保険資格・給付に関する事務 基礎項目評価書へ統合	事後	機構改革によるもの 見直しによるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月1日	I 3法令上の根拠	<p>①番号法第9条第1項 別表第一 30の項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第24条第1号から第5号まで ③国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 ④口座登録法施行規則(令和3年デジタル庁令第10号。以下「デジタル庁令」という。)第2条第13号</p>	<p><①被保険者の各種届出及び申請に関する事務> ①番号法第9条第1項 別表第一 16、30の各 項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第24条第1号、第2号</p> <p><②被保険者の保険給付の支給に関する事務> ①番号法第9条第1項 別表第一 16、30の各 項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第24条第1号から第5号 ③国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 ④口座登録法施行規則(令和3年デジタル庁令第10号。以下「デジタル庁令」という。)第2条第13号</p> <p><③被保険者に対する国民健康保険税の賦課及び収納に関する事務> ①番号法第9条第1項 別表第一 16、30の各 項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第16条、第24条第1号、第6号、第8号 ③口座登録法施行規則(令和3年デジタル庁令第10号。以下「デジタル庁令」という。)第2条第13号</p>	事後	機構改革によるもの 見直しによるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月1日	I 4②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠)</p> <p>①番号法第19条第8号別表第二(以下「別表第二」という。) 42の項、43の項</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号)(以下「主務省令」という。) 第25条第1号から第5号まで及び第8号から第16号まで</p> <p>③デジタル庁令第7条第4号</p> <p>(情報提供の根拠)</p> <p>①別表第二 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、17の項、26の項、27の項、30の項、33の項、39の項、42の項、58の項、62の項、80の項、87の項、93の項、106の項</p> <p>②主務省令 第1条第2号イ、第2条第2号、第2条第3号イ、第2条第5号イ、第2条第6号イ、第2条第7号イ、第2条第12号イ、第3条第2号、第3条第3号イ、第3条第5号イ、第3条第6号、第3条第7号イ、第3条第8号イ、第4条第1号、第4条第2号イ、第5条第2号、第5条第3号、第5条第4号、第5条第5号、第5条第6号、第19条第1号イ、第19条第3号イ、第33条第1号、第43条第3号イ、第43条第5号ロ、第43条第7号、第46条第1項第1号、第46条第1項第2号、第46条第1項第3号、第46条第1項第4号、第46条第1項第6号、第46条第1項第7号</p> <p>(オンライン資格確認の準備業務)</p> <p>①番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</p> <p>②国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>	<p>番号法第19条第8号及び同法別表第二(以下、「別表第二」という)</p> <p><①被保険者の各種届出及び申請に関する事務></p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>別表第二 27、42、43、44、45、121の各項</p> <p>(情報提供の根拠)</p> <p>別表第二 1、2、3、4、6、8、9、17、22、26、27、30、34、42、43、45、46、97の各項</p> <p>(オンライン資格確認の準備業務)</p> <p>①番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</p> <p>②国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p> <p><②被保険者の保険給付の支給に関する事務></p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>別表第二 42、43、121の各項</p> <p>(情報提供の根拠)</p> <p>別表第二 1、2、3、4、6、17、22、26、27、30、42、43、80、97の各項</p> <p>デジタル庁令 第2条第13号、第7条第4号</p> <p><③被保険者に対する国民健康保険税の賦課及び収納に関する事務></p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>別表第二 27、42、44、45、121の各項</p> <p>(情報提供の根拠)</p> <p>別表第二 1、2、3、4、6、8、9、26、27、28、29、30、42、46、58、62、80、88の各項</p> <p>デジタル庁令 第2条第13号、第7条第4号</p>	事後	機構改革によるもの 見直しによるもの
令和5年7月1日	I 5①部署	健康福祉部 国保年金課 国民健康保険係	健康福祉部 国保年金課 保険税係 保険給付係	事後	機構改革によるもの 見直しによるもの
令和5年7月1日	表紙 評価書名	5 国民健康保険資格・給付に関する事務 基礎項目評価書へ統合	5 国民健康保険事務 基礎項目評価書	事後	機構改革によるもの 見直しによるもの
令和5年7月1日	I 1①事務の名称	国民健康保険資格管理・給付に関する事務	国民健康保険に関する事務	事後	機構改革によるもの 見直しによるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月1日	I 1②事務の概要	<p>国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年5月19日法律第38号。以下「口座登録法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①国民健康保険における資格取得、脱退 ②国民健康保険における保険給付の支給</p>	<p>・国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年5月19日法律第38号。以下「口座登録法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①国民健康保険における資格管理に関する業務 ②国民健康保険における各種証の交付及び管理に関する業務 ③国民健康保険における保険給付の支給に関する業務 ④被保険者に対する国民健康保険税の賦課及び収納に関する業務</p> <p>・上記の業務の実施に当たり、特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <p>①被保険者の各種届出及び申請に関する事務 ②被保険者の保険給付の支給に関する事務 ③被保険者に対する国民健康保険税の賦課及び収納に関する事務</p>	事後	機構改革によるもの 見直しによるもの
令和5年7月1日	I 5①部署	健康福祉部 国保年金課 国民健康保険係	健康福祉部 国保年金課 保険税係 保険給付係	事後	機構改革によるもの 見直しによるもの
令和5年7月1日	I 7請求先	島田市役所 健康福祉部 国保年金課 国民健康保険係	島田市役所 健康福祉部 国保年金課 保険税係 保険給付係	事後	機構改革によるもの 見直しによるもの
令和5年7月1日	I 8連絡先	島田市役所 健康福祉部 国保年金課 国民健康保険係	島田市役所 健康福祉部 国保年金課 保険税係 保険給付係	事後	機構改革によるもの 見直しによるもの
令和5年12月1日	II 1対象人数	令和4年6月1日 時点	令和5年12月1日 時点	事後	びったりサービス開始に伴う 伴う対象人数の更新
令和5年12月1日	II 2取扱者数	令和4年6月1日 時点	令和5年12月1日 時点	事後	びったりサービス開始に伴う 伴う対象人数の更新
令和5年12月28日	I 1③システムの名称	なし	、検索・電子申請機能等システム	事前	びったりサービス開始に伴う 追記
令和7年12月24日	表紙 評価書名	国民健康保険事務 基礎項目評価書	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書	事後	見直しに伴う変更
令和7年12月24日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言		「島田市は、」を文頭に追加	事後	見直しに伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月24日	I 1 ②事務の概要	<p>・国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年5月19日法律第38号。以下「口座登録法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①国民健康保険における資格管理に関する業務 ②国民健康保険における各種証の交付及び管理に関する業務 ③国民健康保険における保険給付の支給に関する業務 ④被保険者に対する国民健康保険税の賦課及び収納に関する業務</p> <p>・上記の業務の実施に当たり、特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <p>①被保険者の各種届出及び申請に関する事務 ②被保険者の保険給付の支給に関する事務 ③被保険者に対する国民健康保険税の賦課及び収納に関する事務</p>	<p>・国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年5月19日法律第39号。以下「口座登録法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>(1)国民健康保険における資格管理に関する業務 (2)国民健康保険における各種証の交付及び管理に関する業務 (3)国民健康保険における保険給付の支給に関する業務 (4)被保険者に対する国民健康保険税の賦課及び収納に関する業務</p> <p>・上記の業務の実施に当たり、特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <p>①被保険者の各種届出及び申請に関する事務 ②被保険者の保険給付の支給に関する事務 ③被保険者に対する国民健康保険税の賦課及び収納に関する事務</p>	事後	見直しに伴う変更
令和7年12月24日	I 1 ③システムの名称	国保情報集約システム	国保 <u>連合会</u> 情報集約システム	事後	見直しに伴う変更
令和7年12月24日	I 3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16、30の各項	番号法第9条第1項 <u>別表44の項</u>	事後	見直しに伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月24日	I 4 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号及び同法別表第二（以下、「別表第二」という）</p> <p><①被保険者の各種届出及び申請に関する事務></p> <p>（情報照会の根拠）</p> <p>別表第二 27、42、43、44、45、121の各項</p> <p>（情報提供の根拠）</p> <p>別表第二 1、2、3、4、6、8、9、17、22、26、27、30、34、42、43、45、46、97の各項</p> <p>（オンライン資格確認の準備業務）</p> <p>①番号法附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等）</p> <p>②国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>	<p><①被保険者の各種届出及び申請に関する事務></p> <p>（情報照会の根拠）</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 69の項</p> <p>（情報提供の根拠）</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2、3、6、13、20-2、48、55-2、56、65、69、71、81、83、95-2、115、131、158、173、173-2の項</p> <p>（オンライン資格確認の準備業務）</p> <p>・番号法附則第6条第4項（情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等）</p> <p>・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>	事後	見直しに伴う変更
令和7年12月24日	I 4 ②法令上の根拠	<p><②被保険者の保険給付の支給に関する事務></p> <p>（情報照会の根拠）</p> <p>別表第二 42、43、121の各項</p> <p>（情報提供の根拠）</p> <p>別表第二 1、2、3、4、6、17、22、26、27、30、42、43、80、97の各項</p> <p>デジタル庁令 第2条第13号、第7条第4号</p>	<p><②被保険者の保険給付の支給に関する事務></p> <p>（情報照会の根拠）</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 69、70の項</p> <p>（情報提供の根拠）</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、70、83、87、111、115、125、137、141、145、158、161、164、165、166の項</p> <p>・口座登録法施行規則（令和3年デジタル庁令第10号）第2条第13号、第7条第4号</p>	事後	見直しに伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月24日	I 4 ②法令上の根拠	<p><③被保険者に対する国民健康保険税の賦課及び収納に関する事務> (情報照会の根拠) 別表第二 27、42、44、45、121の各項 (情報提供の根拠) 別表第二 1、2、3、4、6、8、9、26、27、28、29、30、42、46、58、62、80、88の各項 デジタル庁令 第2条第13号、第7条第4号</p>	<p><③被保険者に対する国民健康保険税の賦課及び収納に関する事務> (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 69、71、160の項 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48、69、71の項 ・口座登録法施行規則(令和3年デジタル庁令第10号)第2条第13号、第7条第4号</p>	事後	見直しに伴う変更
令和7年12月24日	II 1 いつの時点の計数か	令和5年12月1日時点	令和7年12月24日時点	事後	評価の再実施による
令和7年12月24日	II 2 いつの時点の計数か	令和5年12月1日時点	令和7年12月24日時点	事後	評価の再実施による
令和7年12月24日	IV8 人手を介在させる作業		追加	事後	新様式移行に伴う項目の追加
令和7年12月24日	IV11 最も優先度が高いと考えられる対策		追加	事後	新様式移行に伴う項目の追加